

やってみよう自分から もっと生かそう学んだことを ともに生きよう感謝の心で



# 学校だより

## 5月号

横浜市立谷本小学校  
令和3年4月30日

HP アドレス <http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/es/yamoto/>

### 「こどもの日」

校長 和内 昭子

5月5日は「こどもの日」です。こどもの日はいつから始まったのでしょうか？  
もともと5月5日は「端午の節句（たごのせっく）」で、男の子の健やかな成長や幸せを祈って、お祝いをする日でした。

1948年に、5月5日を「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」お休みの日と決められてから、端午の節句の日が、こどもの日にもなったそうです。そのため本来は男の子のための日でしたが、今では子どもたちみんなをお祝いするようになりました。子どものお祝いだけでなく「お母さんに感謝する」という意味もあったのです。こどもの日には、もちろん男女の区別はありません。お母さんに限らず、お父さんにも感謝していいですね。

実はこどもの日は、世界中の国々にもあるそうです。ルーツは、1925年にジュネーブで制定された6月1日の「国際こどもの日」。第2次大戦をはさんで、1954年、国連は改めて11月20日を「世界こどもの日」としました。

こどもの日は法律に定められた国民の祝日。端午の節句は、「五節句」という奈良時代から続く伝統行事。「国民の祝日」と「伝統行事」という違いもありました。

また、こどもの日は、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる」ことを法律で定めていますが、子どもを守ることについては、『子どもの権利条約』というものもあります。

18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。2019年現在、子どもの権利条約は、国連加盟国数を上回る196の国と地域で締約され、世界で最も広く受け入れられている人権条約となっています。

『こどもの日』をきっかけにいろいろ調べてみましたが、子どもは、「未来の宝物」です。学校・保護者・地域のみんで大切に育てていきたいと思えます。

「子どもの  
権利条約」は  
大きく分けて4つ



#### 生きる権利

すべての子どもの  
命が守られること



#### 育つ権利

持って生まれた能力を十分に  
伸ばして成長できるよう、医  
療や教育、生活への支援など  
を受け、友達と遊んだりする  
こと



#### 守られる権利

暴力や搾取、有害な  
労働などから守ら  
れること



#### 参加する権利

自由に意見を表し  
たり、団体を作った  
りできること

<子どもの権利：もっと知りたい方へ>

[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html) （日本ユニセフ協会）